

北上市告示甲第46号

北上市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付け要綱（平成25年北上市告示甲第58号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>(<u>延滞金</u>)</p> <p>第10 市長は、設置事業者が納付期限までに貸付料又は電気料を納付しない場合は、<u>北上市諸収入金に対する延滞金徴収条例（平成3年北上市条例第65号）</u>の規定に基づいて算出した額を<u>延滞金</u>として徴収する。</p>	<p>(<u>遅延損害金</u>)</p> <p>第10 市長は、設置事業者が納付期限までに貸付料又は電気料を納付しない場合は、<u>北上市債権管理条例（令和4年北上市条例第6号）第9条及び附則第5項</u>の規定に基づいて算出した額を<u>遅延損害金</u>として徴収する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	